

八王子市告示第180号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する法第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和6年6月5日

八王子市長 初 宿 和 夫

記

1 形質変更時要届出区域

別図のとおり（八王子市北野町596-1、596-2、596-3の各一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

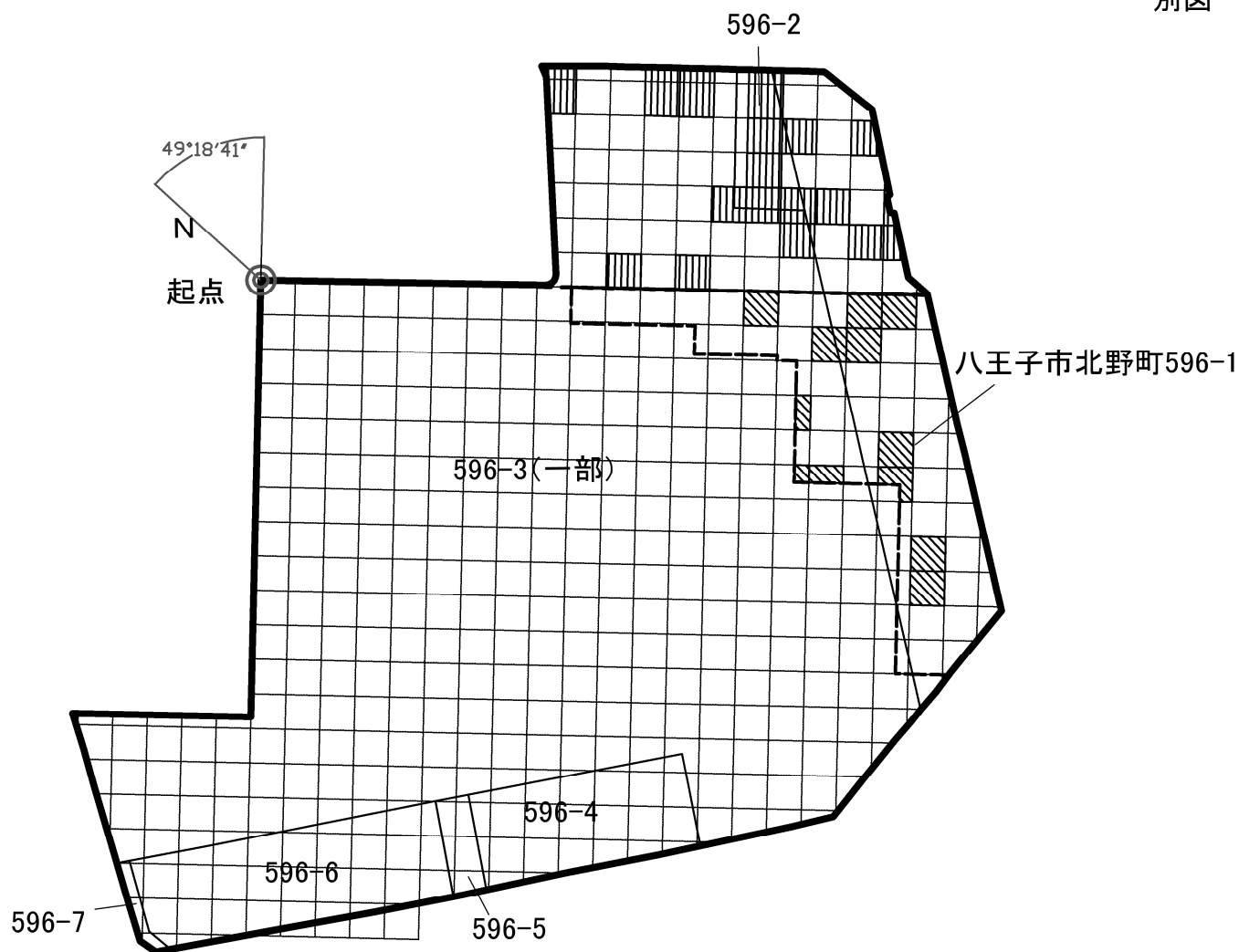
鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、砒素及びその化合物

3 省令第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

<問合せ先>

環境部環境保全課



- 【凡例】
- 単位区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - (令和4年)形質変更の範囲
 - (令和5年)形質変更の範囲
 - ▨ (令和4年)形質変更時要届出区域
 - ▩ (令和5年)形質変更時要届出区域

【起点】
敷地の最北端を起点とした。

【格子の回転角度(49度18分41秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらを平行として10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。